特別支援教室の指導・支援の体制

特別支援教室の仕組みとは…

練馬区立小学校には「特別支援教室」が設置されており、各学校で児童・生徒の特性に応じた特別な指導を受けることができます。特別支援教室では、巡回指導教員が拠点とする学校（拠点校）から各学校（巡回校）に出向き指導を行います。特別支援教室の指導対象となる児童・生徒については、保護者との合意に基づいて、各学校の校長が申請し、練馬区教育委員会が決定します。

在籍学級



●児童の行動観察

指導を受けている児童・生徒だけでなく、学級全体の状況を観察します。

●指導の工夫

必要な配慮や授業での有効な支援方法について助言をします。



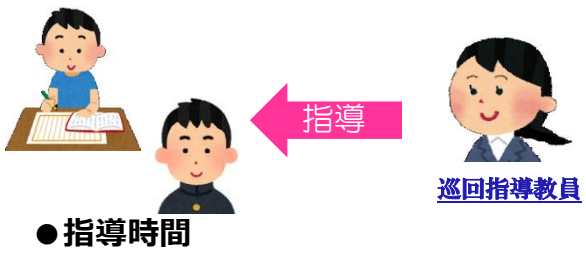
在籍学級から
特別支援教室へ

必要に応じて
特別支援教室から
在籍学級へ

＊特別支援教室での指導
＊在籍学級内での支援



特別支援教室



●指導時間

対象児童・生徒は週に 1～3 時間、校内に設置された特別支援教室へ特別な指導を受けに行きます。

●指導内容

巡回指導教員は在籍学級担任と相談し、児童・生徒の障害の状態に応じた指導を実施

特別支援教室での指導を円滑に行うため、特別支援教室専門員を各学校に配置し、臨床発達心理士等による巡回を行います。



特別支援教室専門員（非常勤職員）

巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整および個別の課題に応じた教材の作成、児童・生徒の行動観察や記録を行います。



臨床発達心理士等 （巡回）

児童・生徒の行動観察を行い、障害の状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言します。

特別支援教室で行う指導とは…

児童・生徒の状態に応じて行う「自立活動」や「特別の指導」です。

児童・生徒にとって困難なこと、苦手なことの例	特別支援教室で行う指導
◆コミュニケーションがうまくとれない ◆相手の立場になって考えることが難しい	◆ロールプレイなどを通じて、適切な会話ができるようにするための指導 ◆物語の登場人物の気持ちを考えるなどの指導
◆集中し続けることが難しい ◆授業中に席を離れてしまったり、質問が終わらないうちに答えてしまったりするなど、他の児童と同じペースで学習することが難しい	◆提示する情報量を調節しながら、必要な情報を見分けたり、聞き分けたりする力を高めるための指導 ◆順番を守って人の話を聞くなど、ルールに従って行動できるようにするための指導
◆音読が苦手である ◆書くことが苦手である ◆計算が苦手である	◆自分に合った学習方法を習得し、その方法を取り入れて、国語や算数等の学習ができるようにするための指導

特別支援教室に関する問い合わせ先
練馬区教育委員会　教育福祉課就学相談係　５９８４-５６６４（直通）